

【会議録】

会議名	第1回震災復興まちづくり模擬訓練支援委託事業候補者選考委員会
開催日時	令和元年7月1日（月）16時00分から
開催場所	区役所5階 514会議室
委員	〈出席者〉 5名 街づくり支援部 野澤 靖弘 部長 街づくり支援部都市計画課 富田 慎二 課長 芝地区総合支所まちづくり課 村上 利雄 課長 高輪地区総合支所まちづくり課 近江 善仁 課長 芝浦港南地区総合支所まちづくり課 富永 純 課長 〈欠席者〉 なし
事務局	街づくり支援都市計画課街づくり計画担当
会議次第	1. 開会 2. (1) 震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者の選考について (2) その他 3. 閉会
配付資料	【配布資料】 ・資料1 事業候補者選考委員会設置要綱 ・資料2 事業候補者選考委員会委員名簿 ・資料3-1 プロポーザル実施要項（案） ・資料3-2 仕様書（素案） ・資料3-3 事業候補者選考方針（案） ・資料3-4 企画提案書等様式1～8（案） ・資料3-5 採点基準表（案） ・資料4 事業候補者選考実施スケジュール（案）

会議の結果及び主要な発言

(発言者)	1 開会
	2 議題
事務局	(1) 震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者の選考について (事務局より資料説明)
A 委員	ただいまの説明を踏まえ、質疑に入ります。ご意見ご質問等お願いします。
E 委員	質問が何点かあります。一つずつお答えください。まず、資料3-1実施要項(案)
	の5ページです。項番(6)各書類の提出に関する留意事項のイで補足資料は全体で5枚以内とありますが、ここでいう各資料というのがどれを指すのかを教えてください。様式によっては1枚に納めてくださいという規定があるなかで、それに対する補足は5枚まで認められるという解釈も出来るので、各様式毎に提出枚数を決めたほうがいいと思います。
事務局	こちらの補足資料は、主に様式6から様式7-1~4までの企画提案の部分の指しており、全体でまとめて5枚以内と指定しています。それ以外の部分の様式については1枚以内でまとめるよう下部に指示を書いています。すべてに書いているわけではないので、各様式について枚数の指定と、様式6と様式7-1~4までは補足資料を認めるという書き方を記載することを検討します。
E 委員	同じく資料3-1の5ページ(7)ア、共同事業体構成書について、区外事業者であり、区内事業者と共同する場合のみ提出してくださいとありますが、例えば区外事業者同士で共同事業体を構成する場合は想定していますか。選考方針にも同様の記載があり、「この場合のみ」という表現があるのですが、区外事業者で共同事業体を組んだ場合、共同事業体構成書は提出しなくてもよいという解釈が出来てしまうので、ここは表現を工夫したほうがいいです。また、5ページ(7)イ、事業者概要と事業実績の過去5年間の類似業務の実績を記載してくださいという箇所について、様式を見ると、東京都と23区からの受注実績のみに限定されているので、実施要綱にも同じ記載をしたほうがいいです。
事務局	区外事業者の共同事業体という箇所は、ご意見のとおり記載します。また、類似業務に関して、今回、東京都と23区からの受注実績のみという制限を設けているので、実施要項にも記載します。
E 委員	区内業者である必要があるのでは区外事業者同士はできないのではないのでしょうか。区外事業者の参加を認めないわけではないという書き方をしています。
事務局	区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同する必要があります。ただし、この原則という解釈が、ご指摘のあった区外事業者同士というものを妨げるものではない可能性があるため、その点は確認します。
E 委員	次は資料3-3事業候補者選考方針(案)について、項番2審査の実施方法(2)第二次審査のなかで、「説明は本業務の主な従事予定者に行っていただきます」とあり、「主な」という表現をしています。他の記載を見ると「主たる従事予定者」という表現を使っています。どちらかの表現に統一し、「主な」なり「主たる従事予定者」という定義をどこかに書いておいたほうがいいです。 また、同じく資料3-3、3ページ目のところで、応募事業者が一社の場合であっても審査を行うこととし、総合点に占める評価点の60%を最低ラインとします、という

事務局	<p>のは、複数の応募者であっても60%が最低ラインであると解釈して大丈夫ですか。また、一次審査と二次審査のそれぞれの最低ラインが60%という解釈でいいですか。</p> <p>はい。ご指摘のとおり、複数事業者であっても総合点に占める評価点の60%が最低ラインです。また、一次審査の段階で60%に達していない場合、基準に満たないという判断をしますので、それぞれで60%です。</p>
B 委員	<p>様式7-1に、芝浦港南地区(主に芝浦1～4丁目)の地域特性や現状把握と書いてあり、一番下の行に用途地域、土地利用・道路公園の状況とありますが、芝浦の特徴的橋梁や運河もありますので、それらも追記したほうがいいと思います。</p> <p>橋梁と運河についても特性かと思しますので追記します。</p>
事務局 E 委員	<p>追加でもう一点。資料4に、7月25日に委員に採点表を送付して、7月30日の第2回選考委員会で一次審査、とありますが、これまで私が参加したプロポーザルの場合、事前に採点をして採点表に記載した上で事務局にその採点表を送付し、第2回目の選考委員会の一次審査ではその集計をした上で、それぞれの委員が採点の結果の公表を行うという形をとっており、その場で採点をするというやり方をしていなかったのですが、今回はあくまで事前に目を通すだけで、この一次審査に来て採点をするというやり方になりますか。</p>
事務局	<p>はい。そのように考えています。別の案件でもこのようなやり方をしています。ただ、やはりこの1時間という枠のなかで書類すべてに目を通してもらい、二回その繰り返しになるので、時間がかかりタイトになります。そのために事前に採点表と企画提案書を配付し、参加いただいた7月30日の場ではスムーズに記載していただけるような状況にするということで、このような形をお願いしています。</p>
C 委員	<p>様式7-2に、主にワークショップ形式で行うグループワークにおける訓練方法等と参加区民にとって取り組みやすく訓練成果が実感できるような内容を提案してください、とあります。この場合、事前に区民町会等に接触して意見を聴取するということを選考に参加する事業者が行うことについて制限しないのですか。今回のように地域の方のご意見を踏まえてとなると、事前に地域に入って調査をする業者が存在するのではないかと危惧しています。つまり、売り込みではないですが、事業者が事前に地域の声を具体的に聞きに回る事態が起きることを心配しています。そのような事態を想定しているのか、ということと、過去にそのようなことがなかったか、教えてください。</p>
事務局	<p>過去に高輪で実施した訓練では、契約行為を結ぶ前に直接的に事業者が地域に入っていくことはありませんでした。今回もそのようなことは想定しておらず、ないものと思っており、地域の窓口は必ず芝浦港南支所という形を考えております。資料3-2仕様書2ページ、6-(2)イで、区が発行している様々な資料等も利用して熟読した上で、提案をしてもらうよう記載しており、そのような想定をしています。決まっていないのにいきなり第三者的な団体に入っていくことはないという前提です。</p> <p>結論はどうしますか。</p>
A 委員 事務局	<p>この企画提案の部分で、提案いただく際にそのように地元へ直接入るようなことを避けるよう募集要項等に明記することが必要だと考えます。</p> <p>企画提案の内容に関して、様式7-1が地域特性や現状の把握、様式7-2が参加区</p>

B 委員	<p>民にとって取り組みやすくまた訓練成果が実感できるものということ、様式7-3は当日の運営、という形です。地域に聞くということと、芝浦港南地区で地域特性をもってやるというところで、地元の意見聴取はこれからだと思います。そもそも残留地区でやるのが難しい内容です。それらを今回のプロポーザルでやりたいと考えています。住民に迷惑をかけてはいけないのですが、住民に聴取したとしても、訓練に対して住民がイメージを持っているかどうか、というところだと思います。</p>
E 委員	<p>この地区の状況を踏まえた上でどうするかという提案を求めている段階で、住民の方に意見を聞くというケースはあまり想定出来ないと思います。とはいえ、事業者が提案する際に地域の住民へのインタビューが載せられてしまう可能性はありますし、非常識な事業者がいる可能性もゼロではありません。たしか実施要項に、事前に関係者に接触してはいけないという記載をしているところがあったのではないかと思うので、場合によっては、その点をもう少しわかりやすく書く必要があると思います。様式7-4に、過去五年間に受注した業務に対して地域の住民からの訓練に対する評価等を説明してくださいとあるように、新たにというよりは経験を踏まえた上での説明を重視するのではないかと思います。</p>
E 委員	<p>資料3-1プロポーザル実施要綱(案)の6ページ、9 提案にあたっての注意事項(1)④に、選考委員または関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合、という文言が事業者への情報に入っているので、拡大解釈をすればこれに該当しなくもないかと思えます。</p> <p>もしそのような可能性がある場合、これにもう少し具体的に記載しておけば、事業者が事前に地域住民に意見を聴く恐れはなくなるかと思えます。</p>
事務局	<p>そのような実例があったということも看過できないので、ありがたいアドバイスだととらえています。</p> <p>契約管財課とも相談をした上で、注意事項に記載できるか否か検討します。また文面等を調整し、よりよく配慮できればと思います。</p>
A 委員	<p>資料3-5採点基準表についてはこれでいいですか。観点を事務局にいろいろ練り直してもらいました。5段階評価する観点は大丈夫ですか。例えば、一次審査だと項番2企画提案の評価係数が、すべて倍率4倍です。二次審査の評価項目5つも同じです。これはそれぞれ同等に重要だという判定でもあるのですが、これでいいですか。どこかを上げるとどこかを下げなくてははいけません。他の評価項目もあるので、このままでもいいかと思えます。出題内容も、配点も様式もこれでいいですか。本委員会が出た意見の修正は、事務局で修正をしてください。契約管財課に確認するところは事務局にお任せします。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
A 委員	<p>実施要項他の公表は週末にホームページでアップします。</p>
全員	<p>了解した。</p>
A 委員	<p>(2) その他</p>
全員	<p>委員の皆様から何かありますか。</p> <p>(特になし)</p> <p>では、このような形で決定とします。</p>

A 委員	3 閉会
A 委員	<p>予定されている議題はこれで以上です。これで第1回震災復興まちづくり模擬訓練支援委託事業候補者選考委員会を終了します。</p> <p>※第1回委員会により募集要項、仕様書、様式等は了承されたが、募集要項の一部に記載の誤りがあることが判明したため、変更内容部分について改めて了承を得るため、再度、第1回事業候補者選考委員会を開催した。</p>
開催日時	令和元年7月16日（火）9時30分から
開催場所	区役所6階 街づくり支援部会議室
委員	<p><出席者> 5名 街づくり支援部 野澤 靖弘 部長 街づくり支援部都市計画課 富田 慎二 課長 芝地区総合支所まちづくり課 村上 利雄 課長 高輪地区総合支所まちづくり課 近江 善仁 課長 芝浦港南地区総合支所まちづくり課 富永 純 課長 <欠席者> なし</p>
事務局	街づくり支援都市計画課街づくり計画担当
会議次第	1. 開会 2. (1) 震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者の選考（募集要項）について (2) その他 3. 閉会
会議の結果及び主要な発言	
(発言者)	1 開会 2 議題 (1) 震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者の選考について (2)
事務局	第1回震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者選考委員会は7月1日に開催いたしました。委員のみなさまに了承いただき、公募手続きを進めておりましたが、募集要項の一部に誤りがあることが判明しました。 募集要項を修正するためには、改めて委員のみなさまへの説明が必要となるため、本

<p>全員 事務局</p>	<p>日お集まりいただいたものです。</p> <p>変更内容は募集要項2 業務概要（4）事業規模の箇所と、再募集を行うための時間が必要になることから、スケジュールの調整を行いました。</p> <p>事業規模につきましては、当初「年間 3,212,000 円（消費税及び地方消費税の税率10%を含む）までとします」と記載していたところを「年間 3,195,000 円（消費税及び地方消費税の税率10%を含む）までとします」と修正します。</p> <p>スケジュールにつきましては、募集要項のとおりですが、おおむね1週間間から2週間程度後ろにずれ込みますが、契約手続きについては、変更せずに進めるよう調整いたしました。</p> <p>本日みなさまからご了承いただいた後、改めて7月18日から公募を開始させていただきたいと考えております。</p> <p>委員長、委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>特に意見なし</p> <p>それでは、変更内容に沿って手続きを進めさせていただきます。本日はありがとうございました。</p>
-------------------	---